

大野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じることである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。

そこで、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、次の5点を掲げる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障し、学校と各種団体や専門家とが協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をもつ学級づくりに努める。
- ② 一人一人が活躍でき、安心して自己表現できる学習活動を行う。
- ③ 人と関わりつながら喜びを味わう体験的な学習活動を行う。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、情報モラルの指導や保護者への啓発を行う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① 全教員が児童の日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。
- ② 児童の変化に対し、教師が積極的に働きかけを行って安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。また、学年や生徒指導部会・職員会等の場で気付いたことを共有し、より多く目で当該児童を見守る。
- ③ いじめアンケートや教育相談、意見箱への投稿等を通して児童の悩みや人間関係を把握する。

(3) いじめの早期解決に向けて

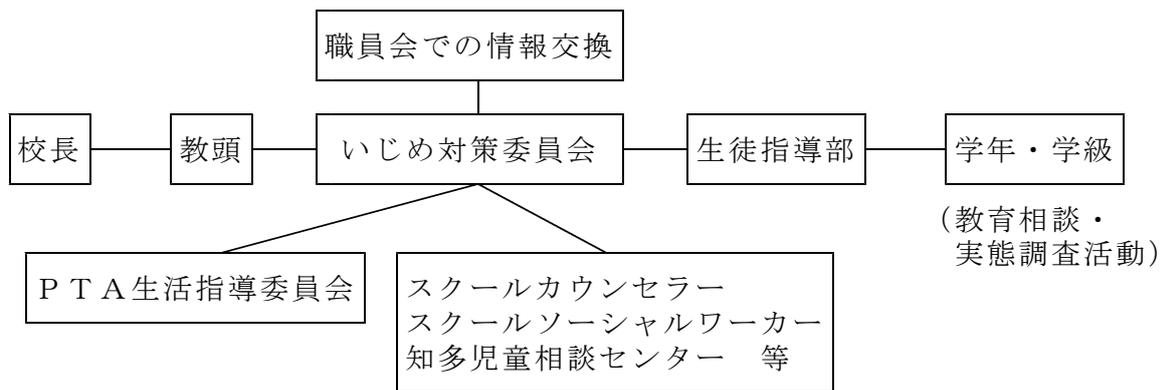
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ⑥ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ⑦ インターネット上でのいじめが発見されたサイトの管理者やプロバイダに対して速やかに削除依頼をしたり、警察・法務局と相談をしたりして対応する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ マスコミ報道に対しては、市教育委員会・教育事務所の指示を受け、報道関係者対応マニュアルにそって対応する。

3 いじめ防止対策組織



4 年間計画

4月	<分かる授業、道徳教育の充実、自己肯定感、自己有用感の育成>についての職員的意思確認 P T A総会
5月	いじめアンケート、教育相談 いじめ対策委員会
6月	市青少年問題連絡協議会
7月	個人懇談会（P T Aからの情報収集） 市いじめ不登校対策会議 地区生徒指導連絡会
8月	スクールカウンセラーによるカウンセリングマインド研修
9月	夏季休業中の児童の生活・状況変化の情報収集と確認
10月	いじめアンケート、教育相談 いじめ対策委員会 スクールガードボランティア情報交換会
11月	情報モラル授業（5・6年）
12月	個人懇談会（P T Aからの情報収集） 地区生徒指導連絡会 人権週間
1月	いじめ対策取組アンケート（学校評価の中に組み込んで）
2月	スクールガードボランティア情報交換会・感謝の会
3月	幼保との連絡会 中学校との連絡会 いじめ対策委員会

5 いじめ防止の取組に対する点検・検証・見直し

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。